

定 款

特定非営利活動法人おうみライフサポート協会

目 次

第1章 総則

- 第1条 名称
- 第2条 事務所

第2章 目的及び事業

- 第3条 目的
- 第4条 特定非営利活動の種類
- 第5条 事業

第3章 会員

- 第6条 種別
- 第7条 入会
- 第8条 入会金及び会費
- 第9条 会員の資格の喪失
- 第10条 退会
- 第11条 除名
- 第12条 拋出金品の不返還

第4章 役員、顧問及び職員

- 第13条 役員及び定数
- 第14条 役員を選任等
- 第15条 職務
- 第16条 任期等
- 第17条 欠員補充
- 第18条 解任
- 第19条 役員の変更等の届出
- 第20条 報酬等
- 第21条 顧問
- 第22条 職員

第5章 総会

- 第23条 総会の種別
- 第24条 構成
- 第25条 権能
- 第26条 開催
- 第27条 招集
- 第28条 議長
- 第29条 定足数
- 第30条 議決

第31条 表決権等

第32条 議事録

第6章 理事会

- 第33条 構成
- 第34条 権能
- 第35条 開催
- 第36条 招集
- 第37条 議長
- 第38条 議決
- 第39条 表決権等
- 第40条 議事録

第7章 資産及び会計

- 第41条 資産の構成
- 第42条 資産の区分
- 第43条 資産の管理
- 第44条 会計の原則
- 第45条 会計の区分
- 第46条 事業計画及び予算
- 第47条 暫定予算
- 第48条 予備費の設定及び使用
- 第49条 事業報告及び決算
- 第50条 事業年度
- 第51条 臨機の措置

第8章 定款の変更、解散及び合併

- 第52条 定款の変更
- 第53条 解散
- 第54条 残余財産の帰属

第9章 公告の方法

- 第55条 公告の方法

第10章 雑則

- 第56条 委任

附則

特定非営利活動法人おうみライフサポート協会定款

(制定 平成15年12月24日)

改正 平成18年 6月23日

改正 平成19年 8月 1日

改正 平成21年 3月31日

改正 令和 2年 6月30日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人おうみライフサポート協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市御幸町1番27号ハッピーねもとクリニック内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国民の健康で安全な社会生活に寄与することを目的として、医療従事者、消防職員、救急関係者、医学生、看護学生、一般市民等を対象とし、次に掲げる行為など救急傷病対応（ライフサポートと総称する。）に関する教育、研究やライフサポート活動を通じ、国内及び外国の医療技術・知識の普及、啓発活動、情報提供、相談、支援事業を行う。

(1) 心肺蘇生と救急心血管治療（一次救命処置、二次救命処置等を含む。）

(2) 救急疾病医療

(3) 外傷病院前救護、病院搬入後の外傷初期診療の標準化プログラム

(4) 災害医療

2 この法人の最終目標は、ライフサポートを必要とする傷病者の救命率及び救命後の社会復帰率と、更には生活の質を向上させることにある。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) 地域安全活動

(4) 災害救助活動

(5) 国際協力の活動

(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア ライフサポート等に関する資料の収集、作成及び調査研究

- イ ライフサポート等に関する教育普及、指導者・講師の育成・派遣
- ウ ライフサポート等に関する助言、支援又は協力
- エ ライフサポート等に関する諸外国への支援及び国際協力
- オ ライフサポート等に関する関連諸学会との協調、情報交換
- カ ライフサポート等に関する研修、講演会の開催及びこれらに対する協力
- キ ライフサポート等に関するテキスト、マニュアルの作成に必要な研究、企画、立案、提言等
- ク ライフサポート等に関する書籍類の出版、販売活動

(2) その他の事業

- ア 出版業
- イ 物品販売業
- ウ 物品貸付業
- エ 通信業
- オ 無体財産権の提供を行う事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に規定する社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して事業を実施するために入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事長に入会に必要な事項を提示するとともに所定の口座に入会金と年会費を振り込み、その承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 理事長が別に定める退会届を提出したとき。
- (2) 住所変更の連絡がなく2年以上連絡が取れなくなったとき。
- (3) 総会への出席または委任状等の提出が2年以上なかったとき。
- (4) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (5) 2回以上の会費の請求を受け、更に1年以上会費を滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、正会

員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合において、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、この定款に基づく定め等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役員、顧問及び職員

(役員及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上10人以内

(2) 監事 1人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合において、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の変更等の届出)

第19条 役員の名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第21条 この法人の目的を達成するために必要な助言及び協力を得るために顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

(職員)

第22条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任又は解任及び報酬
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第29条、前条第2項、次条第1項第3号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 34 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。(2)

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事務報告及び収支決算
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営

2 理事長は、前項第 3 号及び第 4 号の事項を議決したときは、次の通常総会にこれを報告しなければならない。

(開催)

第 35 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 3 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事の現在数
 - (3) 出席した理事の数（書面表決者にあつては、その数を付記すること。）及び氏名
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の区分）

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

（資産の管理）

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第45条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

（事業計画及び予算）

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更するときも同様とする。

（暫定予算）

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第48条 第46条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 49 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する次に掲げる事項を除き所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地の変更 (所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 第 1 項第 4 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散 (合併又は破産による解散を除く。) したときの残余財産は、次のものに帰属させるものとする。

(1) 名称

特定非営利活動法人高槻ライフサポート協会

(2) 主たる事務所の所在地

大阪府高槻市芥川町 1 1 番 1 号

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2項第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(委任)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 正会員
 - ア 入会金 3,000 円
 - イ 年会費 年額 3,000 円
 - (2) 賛助会員
 - ア 入会金 個人 3,000 円
団体 6,000 円
 - イ 年会費 年額 個人 3,000 円
年額 団体 6,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年5月31日までとする。
 - (1) 理事長
氏名 福井 道彦
 - (2) 副理事長
氏名 松原 峰生
 - (3) 理事
氏名 根本 正
氏名 大澤 武
氏名 國松 秀美
氏名 田邊 俊司
 - (4) 監事
氏名 吉徳 克仁
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。

附 則

この定款は、滋賀県知事の認証の日から施行する。